

「不利益処分」基準等公開票（法律又は命令）

不利益処分名	登録の取り消し等	
根拠法令・条項	毒物及び劇物取締法第19条	
所 管 課	保健所 保健医療薬務課	
処 分 基 準	毒物及び劇物取締法第19条第2項又は第4項による処分基準（別添）	
聴聞・弁明の機会の付与の区分	聴聞又は弁明の別	許可取り消しの場合聴聞、その他の場合弁明
	（聴聞又は弁明の手続を省略する場合の根拠条項等）	
	個別法により聴聞又は弁明の手続の適用が除外される場合の根拠法令及び条項	

毒物及び劇物取締法第 19 条第 2 項又は第 4 項による処分基準

第 1 毒物及び劇物取締法に違反する行為についての処分基準

毒物若しくは劇物の販売業の登録を受けている者(以下「毒物劇物販売業者」という。)又は特定毒物研究者が、毒物及び劇物取締法(昭和 25 年法律第 303 号、以下「法」いう。)又は法に基づく市長の処分に違反した場合の法第 19 条第 2 項又は第 4 項の規定による処分の基準は、次の第 2 のとおりとする。

第 2 毒物劇物販売業者等の登録若しくは許可の取消し又は業務停止命令

(登録等の取消し)

1 毒物劇物販売業者又は特定毒物研究者が、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、その登録又は許可(以下「登録等」という。)を取り消すものとする。

- (1) 毒物劇物販売業者が法第 19 条第 1 項の規定による設備の改善命令に対し、その指定された期間内に必要な措置をとらないとき。
- (2) 法第 19 条第 4 項の規定により、過去 2 年以内に登録等の取消し又は 2 の(1)に該当することにより業務停止の処分を受けた者が、別紙 1 に掲げる違反行為を行った場合であって、登録等の取消処分を行うことが特に必要と認められるとき。
- (3) 法第 19 条第 4 項の規定により、過去 2 年以内に 2 の(2)又は(3)に該当することにより 2 回以上業務の停止の処分を受けた者が、別紙 1 に掲げる違反行為を行った場合であって、登録等の取消処分を行うことが特に必要と認められるとき。

(業務の停止)

2 毒物劇物販売業者又は特定毒物研究者が次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、5 日以上 70 日以下の範囲内で別紙 2 の 1 及び 2 により算定した日数(以下「基本業務停止日数」という。)の間、業務(設備の改善、保守及び点検に係る業務、販売等に関連しない事務棟の使用に係る業務、販売品の苦情及び返品に係る業務等を除く。)の全部又は一部の停止処分を行うものとする。

- (1) 別紙 1 の A に掲げる違反行為のいずれかを行った場合であって、違反の態様又は動機から判断して、業務の停止処分を行うことが特に必要と認められるとき。
- (2) 別紙 1 の B に掲げる違反行為のいずれかを行った場合であって、その者が法に違反する行為を行ったことにより、市長に始末書を提出し、又は市長から文書による注意を受けたことが、過去 2 年以内に 1 回以上あり、かつ、違反の態様又は動機から判断して、業務の停止処分を行うことが特に必要と認められるとき。
- (3) 別紙 1 の C に掲げる違反行為のいずれかを行った場合であって、その者が法に違反する行為を行ったことにより市長に始末書を提出し、又は市長から文書による注意を受けたことが、過去 2 年以内に 2 回以上あり、かつ、違反の態様又は動機から判断して、業務の停止処分を行うことが特に必要と認められるとき。

(特定毒物研究者に係る許可の取消し等)

- 3 特定毒物研究者が法第6条の2第3項第1号から第3号までのいずれかに該当することとなった場合は、その許可を取り消し、又はそれらの規定に該当する事由がなくなるまでの間、研究業務の停止を命ずる。

(加重軽減)

- 4 処分の加重又は軽減については、次のとおりとする。

- (1) 次のいずれかに該当するときは、基本業務停止日数にその日数の2分の1の日数を加算した範囲において処分の加重をすることが出来る。

ア 主たる違反行為(直接処分の対象となる違反行為をいう。以下同じ。)以外の違反行為(以下「従たる違反行為」という。)が併せてなされているとき。

イ 当該違反行為が保健衛生上重大な危害を与えているとき。

ウ 本市の指示に従わず、速やかに必要な措置をとらない場合等、違反の態様又は動機から判断して、特に処分を加重すべき理由のあるとき。

- (2) 登録等の取消し又は業務停止の処分に該当する違反行為を行った場合であって、当該違反行為に対する本市の指示に従い、速やかに必要な措置を講ずる等改しゅんの情が顕著と認められるときは、次によりその処分を軽減することができる。

ア 1の(2)又は(3)に該当する場合にあっては、105日間の業務の停止処分とする。

イ 2の(2)から(3)までのいずれかに該当する場合にあっては、その基本業務停止日数の2分の1以下の日数の範囲内において、業務の停止日数の軽減を行う。

- (3) (1)及び(2)による業務停止日数の加重及び軽減については、別紙2の3に定めるところにより算定するものとする。

第3

附則

この基準は平成18年 2月 7日から施行する。

附則

この基準は平成24年 4月 1日から施行する。

附則

この基準は平成28年 4月 1日から施行する。

附則

この基準は令和 2年 4月 1日から施行する。

処分対象となる違反行為の内容

適 応 条 文 及 び 違 反 行 為 の 内 容		
A		
1	法第 3 条第 1 項	無登録製造
2	法第 3 条第 2 項	無登録輸入
3	法第 3 条第 3 項	無登録販売等
4	法第 3 条の 2 第 1 項	特定毒物の無登録製造及び無許可製造
5	法第 3 条の 2 第 2 項	特定毒物の無登録輸入及び無許可輸入
6	法第 3 条の 2 第 3 項	特定毒物の無許可及び無登録使用又は使用者の制限違反
7	法第 3 条の 2 第 4 項	特定毒物の用途以外の使用
8	法第 3 条の 2 第 6 項又は第 7 項	特定毒物の譲渡又は譲受の制限の違反
9	法第 3 条の 2 第 8 項	特定毒物の譲渡の制限の違反
10	法第 3 条の 2 第 9 項	特定毒物の基準不適合品の譲渡
11	法第 4 条の 3	販売品目の制限の違反
12	法第 12 条	毒物又は劇物の表示義務違反
13	法第 13 条	着色義務違反の毒物又は劇物の販売又は授与
14	法第 13 条の 2	毒物又は劇物たる家庭用品の基準不適合品の販売又は授与
15	法第 14 条第 1 項又は第 2 項	毒物又は劇物の譲渡手続の違反
16	法第 15 条第 1 項	毒物又は劇物の交付の制限の違反
17	法第 15 条の 2	廃棄の基準の違反
18	法第 24 条の 2 第 1 号	法第 3 条の 3 に規定する政令で定める物をみだりに摂取する等の目的で所持することの情を知っての販売等
19	法第 24 条の 2 第 2 号	法第 3 条の 4 に規定する政令で定める物を業務その他正当な理由によることなく所持することの情を知っての販売等
20	令第 4 条又は第 5 条	四アルキル鉛含有製剤の貯蔵基準の違反又は混入割合制限の違反
21	令第 13 条	モノフルオール酢酸の塩類含有製剤の使用基準の違反
22	令第 18 条	ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイトを含有する製剤の使用基準の違反
23	令第 24 条	モノフルオール酢酸アミドを含有する製剤の使用基準の違反
24	令第 30 条又は第 31 条	燐化アルミニウムとその分解促進剤とを含有する製剤の使用又は保管の違反
	令第 40 条の 2 第 1 項から第 5 項まで、 第 40 条の 3 から第 40 条の 5 まで、第 40 条の 6 第 1 項又は第 40 条の 7	毒物又は劇物の運搬基準の違反
25	〔 罰則の規定はないが、1 から 24 〕 〔 までと同程度と認められる場合 〕	
(25-1)	法第 7 条第 1 項	毒物劇物取扱責任者設置義務の違反
(25-2)	法第 11 条	毒物又は劇物の取扱い上の義務の違反
(25-3)	法第 15 条の 3	廃棄物の回収等の命令の違反
B		
1	法第 3 条の 3	法第 3 条の 3 に規定する政令で定める物をみだりに摂取する等の目的での所持
2	令第 6 条、第 7 条、第 8 条又は第 9 条	四アルキル鉛を含有する製剤の空容器の処置義務の違反又は加鉛ガソリンの品質、着色、若しくは表示の義務違反品の販売又は授与
3	令第 14 条	モノフルオール酢酸の塩類を含有する製剤の空容器等の処置義務違反

4	令第 19 条又は第 20 条	ジメチルエチルメルカプトエチルホルスフェイトを含有する製剤に係る器具等又は空容器等の処置義務の違反 モノフルオール酢酸アミドを含有する製剤に係る器具等又は空容器等の処置義務の違反 引火性、発火性又は爆発性のある毒物又は劇物の正当な理由のない所持	
5	令第 25 条又は第 26 条		
6	法第 3 条の 4		
7	〔 罰則の規定はないが、1 から 6 ま でと同程度と認められる場合 〕		
(7-1)			毒物劇物取扱責任者の変更命令の違反
(7-2)			法第 22 条第 1 項に規定する者に対する必要な措置命令の違反
	法第 19 条第 3 項 法第 22 条第 6 項		
C			
1	法第 7 条第 3 項	毒物劇物取扱責任者設置等の届出義務の違反 廃止届出義務の違反又は虚偽の届出 譲渡に係る書面等の保存義務の違反 毒物又は劇物の交付の確認、帳簿記載又は帳簿保存の義務の違反 事故の際の措置義務の違反 報告要求に対する報告義務違反若しくは虚偽の報告又は立入、検査、質問若しくは収去の拒否、妨害若しくは忌避 登録等が失効した際の届出義務の違反 業務上取扱者に関する届出義務の違反	
2	法第 10 条第 1 項第 4 号		
3	法第 14 条第 4 項		
4	法第 15 条第 2 項から第 4 項まで		
5	法第 17 条		
6	法第 18 条第 1 項		
7	法第 21 条第 1 項		
8	法第 22 条第 1 項から第 3 項まで		

令：毒物及び劇物取締法施行令（昭和 30 年政令第 261 号）

業務停止日数算定方法

1 【違反点数算出表（別表 1）による。】

- ① 主たる違反行為の点数は、次の計算式により算出された点数とする。

$$\text{主たる違反の点数} = \text{主たる違反の基本点数} \times \text{動機の点数} \times \text{態様の点数}$$

- ② 従たる違反行為の点数は、次の計算式により算出された点数とする。

$$\text{従たる違反の点数} = \text{従たる違反の基本点数} \times \text{違反項目数}$$

- ③ 総違反点数は、主たる違反行為の点数に従たる違反行為の点数を加えた点数とする。

$$\text{総違反点数} = \text{主たる違反の基本点数} + \text{従たる違反の点数}$$

2 【基本業務停止日数換算表（別表 2）による。】

- 1 ③で得た総違反点数を換算表を用いて換算し、基本業務停止日数とする。

3 【加重軽減表（別表 3）による。】

必要に応じて、2 で得た基本業務停止日数に加重軽減表を用いて日数の加減を行い、最終的な業務停止日数を定める。加減は、加重軽減表の各項目の該当割合を加減することにより行い、加減が可能な範囲は、基本業務停止日数に対して $-1/2$ から $+1/2$ までを限度とする（小数点以下は切り捨てる。）。

違 反 点 数 算 出 表

違反行為区分 【基本点数】	動 機 【点数】	態 様 【点数】
別紙 1 A に該当する場合 【3】	違反の内容が故意によるものであり、かつ悪質である場合 【5】	違反行為によって重大な保健衛生上の危害が発生した場合 【7】
別紙 1 B に該当する場合 【2】	違反の内容が故意によるものである場合 【3】	違反行為によって保健衛生上の危害が発生した場合 【5】
別紙 1 C に該当する場合 【1】	違反の内容が過失によるものである場合 【1】	違反行為によって保健衛生上の危害が発生する可能性があった場合 【3】
		その他 【1】

基本業務停止日数換算表

総違反点数	業務停止日数	総違反点数	業務停止日数	総違反点数	業務停止日数
1 ～ 6	5	43 ～ 45	30	82 ～ 84	56
7 ～ 9	6	46 ～ 48	32	85 ～ 87	58
10 ～ 12	8	49 ～ 51	34	88 ～ 90	60
13 ～ 15	10	52 ～ 54	36	91 ～ 93	62
16 ～ 18	12	55 ～ 57	38	94 ～ 96	64
19 ～ 21	14	58 ～ 60	40	97 ～ 99	66
22 ～ 24	16	61 ～ 63	42	100～102	68
25 ～ 27	18	64 ～ 66	44	103 以上	70
28 ～ 30	20	67 ～ 69	46		
31 ～ 33	22	70 ～ 72	48		
34 ～ 36	24	73 ～ 75	50		
37 ～ 39	26	76 ～ 78	52		
40 ～ 42	28	79 ～ 81	54		

加 重 軽 減 表

考 慮 す べ き 事 項		加 減 割 合		
		+20%	+10%	-10%
従 た る 違 反	1 別紙 1 の A の数	3 個以上	2 個	0 個
	2 別紙 1 の B の数	3 個以上	2 個	
	3 別紙 1 の C の数		3 個以上	
そ の 他 参 考 事 項	1 保健衛生上の 危害の発生頻度	重大な危害が発生	危害が発生	
	2 過去 5 年以内 の違反歴等	同一処分あり	処分あり	違反歴なし
	3 警察、消防機関等 への情報提供	極めて不適切	不適切	極めて適切
	4 違反品の回収等 の措置	極めて緩慢 又は失当	緩慢又は 失当	極めて迅速 かつ適当
	5 その他		加重要素あり	軽減要素あり